

「歩いて行けるところに集会所を」の請願を受け、 自治会活動支援に関する発委*2 全会一致で可決

請願第29-3号「自治会集会所の新設に係る請願」には、集会所の設置を実現することが記載されており、議会が採択した場合、過度な期待を抱かせてしまうこと、また集会所設置にこだわらない様々な方策を検討すべきとの理由から賛成少数で不採択としました。

その請願を受け、建設農政委員会では請願者をはじめ執行部、自治会役員から聞き取り調査を行いました。委員会では、「集会所」にこだわらず様々な方策を全村的な視点で検討すべきであるとの理由から、自治会活動の維持・活性化のため、執行部へ下記2項目の検討を求める発委*2が提出され、全会一致で可決しました。

1. 単位自治会が複数の地域活動拠点を保有することについて、自治会集会施設建設事業費補助金の拡充や新たな支援策を検討すること。
2. 支援策の検討にあたっては、それぞれの自治会が抱える事情や活動内容を十分に把握し、自治会間で不公平となることがないように留意すること。

※請願第29-3号は賛成少数で不採択としました。(賛否についてはP5参照)



活発な地域活動のひとつ
(ママのリラックスタイム)

*2 発委とは

議会の会議において、委員会が議案を議会に提出して審議を求めること。